地区計画の名称	計画地区の区分	ア 建築してはならない建築物	イ 敷地面積の最低限度	ウ 壁面等の位置の制限	エ 建築物の高さの最高限度	オ 建築物の容積率の最高限度	カ 建築物の建蔽率の最高限度
大津京免工業団地地区計画	全域	次に掲げる建築物 ⑴ 法別表第２（る）項に掲げるもの ⑵ 住宅 ⑶ 住宅で事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの ⑷ 共同住宅，寄宿舎又は下宿 ⑸ 学校，図書館，博物館その他これらに類するもの ⑹ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの ⑺ 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの ⑻ 公衆浴場 ⑼ 病院又は診療所 ⑽ 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの ⑾ 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの ⑿ ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する令第130条の６の２で定める運動施設 ⒀ ホテル又は旅館 ⒁ 自動車教習所 ⒂ 畜舎 ⒃ 展示場，遊技場，マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの ⒄ カラオケボックスその他これに類するもの ⒅ キャバレー，料理店その他これらに類するもの ⒆ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の７の３で定めるもの	300平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱面から，隣地境界線までの距離は1.5メートル，道路境界線までの距離は２メートル	20メートル	―	―